

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成26年1月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ニトリ草津栗東店 栗東市小柿七丁目596他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ニトリホールディングス 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥 昭雄
- 3 変更しようとする事項

- (1) 変更前 駐車場の自動車の出入口の位置 5か所
- (2) 変更後 駐車場の自動車の出入口の位置 5か所

4 変更年月日 平成25年12月25日

5 変更の理由

敷地南側の私道が市道となり、入口No.4が交差点に近いことから、交通事故の危険性を考慮して入口No.4の位置を変更するため。

6 届出年月日 平成25年12月24日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1

栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 平成26年1月15日から平成26年5月15日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成26年5月15日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1